

# 瑞穂市障害者短期宿泊事業の ご利用について

## 1 事業の目的

保護者、家族の方が、冠婚葬祭、急病等で、障がい者の方の介護等が困難になった場合に、一時的な宿泊先を確保することで、障がい者の方に生活支援を行なうことを目的とします。

## 2 利用できる方

下記の①～③の要件を全て満たす方

- ①申請時点において、18歳以上65歳未満で市内に住民票があること。
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持していること。
- ③保護者等の都合（冠婚葬祭、疾病等）、虐待、火災等により、一時的に養護等が必要であること。

※上記の要件に該当しても、感染症に罹患している方、暴力行為の恐れがある方、入院治療が必要な方はご利用できません。

## 3 短期宿泊施設

- ①名称 大和園（養護老人ホーム）
- ②住所 本巣市曾井中島1156番地4
- ③電話 0581-34-2555



## 4 利用料

- ①利用料 1,600円/日
- ②食費 550円/日

## 5 利用方法

- ①瑞穂市役所 福祉生活課へ申請書を提出
  - ②市、大和園、相談支援事業所と協議し、利用の可否を判断
  - ③可となった場合は利用決定通知書、否となった場合は利用却下通知書を送付
  - ④入所日等を大和園と調整し、保護者等により大和園へ本人を移送
- ※入所に必要な物品等は、大和園から別途連絡があります。

## 6 問合せ先

- ①担当 瑞穂市役所 福祉生活課 障がい福祉係
- ②住所 瑞穂市別府1288番地
- ③電話 058-327-4123

